

≪阿南市在宅医療・介護連携支援センター事業≫
 介護サービス事業所部会【報告書】

サービス種別	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所部会		
開催日時	令和7年9月26日(金) 14:00~16:00	開催場所	阿南市役所602会議室
部会代表者	伊沢	報告者	伊沢
議題	①事務連絡 ②訪問看護事業所との連携について ③阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける4つの場面(緊急時の対応)について		

議題①	事務連絡
検討した項目	①透析通院についての同乗送迎(訪問サービス)は可能であるか？ ②同居家族がいる場合の訪問サービス(生活援助)を行う場合の提出書類について ③介護労働安定センターからの各種補助金事業について
検討内容	①第1回目の連絡会でも相談を行っていた件について、訪問サービスにおいて通院送迎の要望も多くある。近くのご自宅から同じ病院に送迎する場合2人同時にはできないか？ ②同居家族がいる場合の生活援助については、同居家族等がいる場合の生活支援の訪問介護等利用届出書の提出をお願いしたい。 ③介護労働安定センターの無料相談や無料研修会、各種補助金等について説明。
結論	①透析送迎に限らず、訪問サービスは1対1のサービスであるため、同乗は認められない。 ②いろいろな家族様の状況があるため、同居家族等がいる場合の生活支援の訪問介護等利用届出書する前にでも構わないので、窓口で相談を行うこと。 ③物価高騰や人材育成及び雇用のため、利用できる交付金事業については、各事業所積極的に活用を行っていく。
残された課題	①小規模多機能のサービス内容については、利用者様の状況や置かれている立場により柔軟に対応を行えることが利点となっているが、ケース毎で不明な点等があれば、介護保険課に確認を行いながらサービス提供を行い、連絡会等でも必要に応じ周知していく必要がある。
備考	

議題②	訪問看護サービス事業との連携について
検討した項目	第1回目の部会において、訪問看護との連携が不足していると感じる事業所が多くあった。他の部会の部会長に相談を行い、訪問看護サービス事業所との連携に繋がる場を持つ。
検討内容	小規模多機能サービスを利用した場合、区分支給限度額が残り少ない状態で、福祉用具等を使用している場合には医療系のサービスに繋げることが難しい状態である。この場を利用して、介護保険サービスのみならず、医療でのサービスを知ることによって利用できるように努めていく。看護小多機において連携を行い利用者の受入れを行うことは可能か？
結論	訪問看護(医療)においては、適用される条件と適用がされない場合がある。また特別訪問看護指示書が出た場合は医療保険が優先される。訪問看護についてもケース毎に相談内容が異なるため、必要に応じて気軽に電話相談を行えば、その都度相談を受ける。小規模同士で困ったことがあれば受入れも可能であるので、医療が必要と判断された場合には看護小多機にも相談可能。
残された課題	小規模多機能には看護職員も配置されている。訪問看護の活用については専門的な知識による対応も行うが、事業所内で対応が可能と判断できるものは、小規模多機能の事業所として対応を行うことも必要と感じる。
備考	

議題③	4つの場面(緊急時の対応)について
検討した項目	阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける4つの場面(緊急時の対応)についての検討
検討内容	4つの場面における緊急時の対応について、早朝、夜間等職員が手薄な場合の救急搬送時には救急車に同乗せずとも良いとなっている。同乗しない場合において救急隊及び医療従事者に分かりやすい基本情報及びフェースシートの準備が必要。医療連携においてもホームページに様式がある。本日は各事業所の様式を準備して自事業所との比較を行うことで、必要項目を整理していく。
結論	医療連携の様式を用いた場合、医療従事者の意見を基に作成された物であるため必要な情報を記載する項目は全てあるが、事業所の様式を使用する場合には、その様式に不足している部分はないかを検討しバージョンアップを行う必要がある。

残された課題	様式については、パソコンで入力することが多い為、定期的に内容を変更しないと必要な時に必要な情報が使用できない場合がある。
備考	

【会議風景写真】

